

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全性の確保と企業価値の継続的な増大を経営の課題とし、その実現のために、企業統治の強化及び充実が重要であると考えます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームについて、現時点では採用しておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を考慮しながら検討して参ります。

また、招集通知の英訳については、現時点においての海外投資家等の比率が低い水準に留まっているため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を考慮しながら検討して参ります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現状、海外投資家の比率が低い場合、コスト等を勘案し、招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社は、中期経営計画の定量的な目標は公表しておりませんが、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示として、中長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、単年度毎の業績等の見通しを公表しております。定量的な目標の公表は、今後も継続して検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

最高経営責任者等の後継者の計画について、企業理念や経営戦略等を踏まえ、経営陣幹部候補の育成とともに、将来、透明性・公平性の高い後継者指名を行える体制を確立していきたいと考えております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2) 経営陣の意思決定の支援、インセンティブ付け】

取締役会は、取締役及び経営幹部からの提案を随時受け付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行に当たり、経営幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

当社では、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりません。これらの導入によるメリット・デメリットを含めて取締役の報酬に関する方針について検討してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬の諮問委員会】

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会を設置しておりません。取締役候補者の指名については、社外取締役も出席する取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案し決定しております。また報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役も出席する取締役会において適切に決定しております。以上の理由から、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えます。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての考え方】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は定めておりません。取締役の選任に関する方針については、当社の各事業に精通していることや、その他当社の経営に必要な知見を有していること等を重視しております。選任手続については、原則3-1(iv)に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の評価】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法も含め検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、企業価値を中長期的に高めるためには持続的な成長が必要と考えております。経営資源の配分については、財務健全性の維持と企業価値増大を目的とした投資に活用させていく方針です。現在はROEなどの具体的な数値目標は設定しておりませんが、可能な範囲で中長期的なビジョン等を説明し、当社の今後の経営戦略や具体的な施策についての理解を得ることに努める所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員との取引や主要株主等との重要な取引につきましては、収益性、重要性及び透明性を案件ごとに検討し、取締役会の決議事

項としております。

また、重要な関連当事者間取引は、有価証券報告書や株主総会招集通知において開示しております。

なお、1年に1回、関連当事者取引の有無について当社役員を対象として書面による確認手続を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営方針については、当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.pathway.co.jp/about/index.html>)

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全性の確保と企業価値の継続的な増大を経営の課題とし、その実現のために、企業統治の強化及び充実が重要であると考えます。

そのため、以下の基本方針に則って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- 1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2) ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
- 3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4) 取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性を向上させる。
- 5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

(iii) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、各取締役の役割や責任に応じた固定報酬としており、取締役の業務執行状況の貢献度合い等総合的に勘案して決定しております。

この方針に基づき、各取締役の報酬は、代表取締役が草案を作成し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会において慎重に審議し、その分配を決定しております

(iv) 取締役等の選任・解任・指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。

解任については、職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事実の疑義がある場合、株主総会における解任議案を取締役会において決定しております。

(v) 取締役等の個々の選任・解任・指名理由

社内取締役候補及び社外取締役候補のいずれも、選任理由は、株主総会招集通知の参考資料に記載しております。

(<https://www.pathway.co.jp/ir/news.html>)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき、実績・経験・知見も鑑み取締役会において率直・活発で建設的な議論を期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社兼任】

社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役1名が、当社以外の会社の社外役員を兼任していますが、合理的な範囲と認識しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

選出された新任役員に対しては、管理部門の責任者が役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行っております。

社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、代表取締役及び管理部門の責任者から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。当社では、IR担当として執行役員管理本部長を選任し、執行役員管理本部長が管理部門等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っています。

また決算説明会及び株主総会終了後の会社説明会は、代表取締役自ら説明を行っております。

主なIR活動は次の通りです。

- ・定時株主総会
- ・決算説明会(年二回)
- ・取材対応(随時)
- ・HPの企画、運営
- ・投資家からの電話・メールでの問い合わせ対応

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Oakキャピタル株式会社	8,026,400	28.40

Block Shine有限責任事業組合	6,300,000	22.30
韓 震	1,800,000	6.40
Blockchain Global Limited	1,200,000	4.20
株式会社ジークス	310,000	2.30
依光達郎	180,000	1.10
日本証券金融株式会社	225,500	0.80
株式会社三面大黒	196,000	0.70
PHILLIP SECURITIES CLIENTS	161,300	0.60
株式会社アトラス	150,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤 雅彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 雅彦			これまでの経歴で培われた豊富な経験と知見に基づき、社外取締役として、当社の経営に対する有益なご意見やご指摘をいただけることを期待して選任をお願いするものであります。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。当社との間には特別な人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、法令・定款・監査役会規程・監査役監査基準等に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により実効的な監査に努めております。これらにより取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備、並びに運用状況を確認しております。また、社外取締役との意見交換を定期的実施しております。

当社は、清和監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。また、当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

当社の内部監査は、管理本部が当社グループの内部監査業務を行っております。年度監査計画に沿って被監査部門に対して、年1回以上の内部監査を行っております。内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出するとともに、定期的に監査役会に対し報告しております。また、監査の実効性を高めるため、公認会計士等の外部専門家が必要な応じ活用しております。監査法人と連携を密にし、財務報告に係る内部統制の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
福田優	他の会社の出身者														
廣瀬健太郎	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田優			これまでの経歴で培われた企業経営等と監査業務に関する幅広い知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただけることを期待したためです。

廣瀬健太郎		<p>コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等のより一層の充実・強化を図り、監査役として、弁護士としての豊富な経験と幅広く活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>当社との間には特別な人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。</p>
-------	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
--------------

取締役へのインセンティブの付与は現時点では特段行っておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

取締役(社外取締役を除く。)18,000千円  
 監査役(社外取締役を除く。)7,200千円  
 社外役員8,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において協議のうえ、決定しております。

監査役報酬限度額は、平成17年5月27日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役会において協議のうえ、決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営執行の公正性・透明性を図るため、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、また、常勤取締役等による経営会議を随時実施することで機動的な意思決定及び業務執行を行っております。監査役や内部監査による監査を充実させることで、経営に対する監視の強化を図り、内部統制システムを強化するため、内部統制目標の識別、内部統制文書の整備等を進めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営執行の公正性・透明性を図るため、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、また、常勤取締役等による経営会議を随時実施することで機動的な意思決定及び業務執行を行っております。監査役や内部監査による監査を充実させることで、経営に対する監視の強化を図り、内部統制システムを強化するため、内部統制目標の識別、内部統制文書の整備等を進めております。

株主総会は、会社の最高意思決定機関であります。株主の皆様が会社の状況を理解しやすいように運営してまいります。取締役会は、毎月の

定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役間相互の業務執行監視をしております。また、監査役も出席し、取締役の職務遂行を監視しております。

監査役会の監査活動は、重要会議への出席、各事業部門のヒアリング、代表取締役、取締役及び内部監査担当者との意見交換、監査法人との情報交換等、必要に応じ相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にすることで、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において協議のうえ、決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成17年5月27日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役会において協議のうえ、決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役間相互の業務執行監視をしております。また、監査役も出席し、取締役の職務執行を監視しております。

監査役の監査活動は、重要会議への出席、各事業部門のヒアリング、代表取締役、取締役及び内部監査担当者との意見交換、監査法人、税理士との情報交換等、必要に応じ相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にすることで、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(年4回)、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては管理本部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針を定め、取締役や従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備やその他会社の業務の適正を確保するための体制を進めております。また、社会の要請の変化に対応すべく、必要に応じた見直しをその都度行い、継続的に内部統制システムの改善を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元管理を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

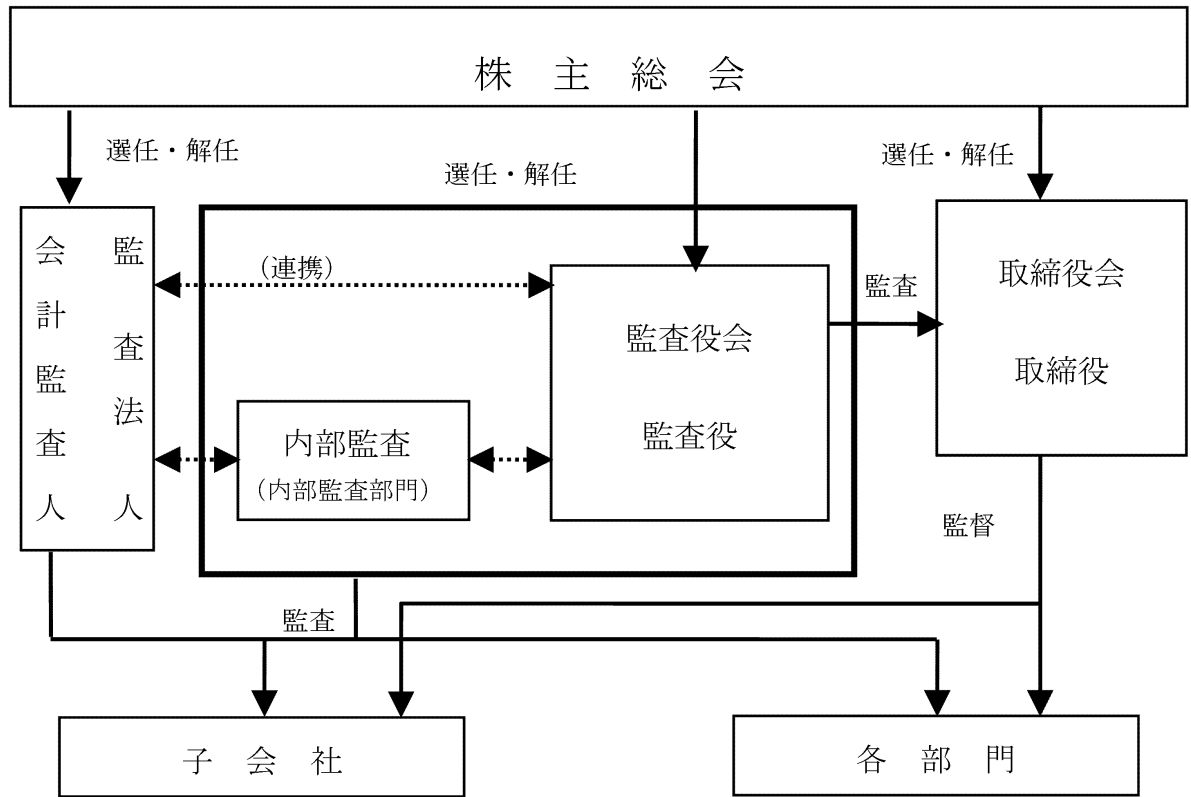
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

